

平成 26 年度 税制改正要望事項

平成 25 年 8 月



厚生労働省

目 次

<医療関係>	1
<保険関係>	4
<介護・障害等>	4
<子ども・子育て>	5
<就労促進等>	7
<年金>	8
<生活衛生関係>	8
<その他（独立行政法人関係）>	10

※項目の前に*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

医療関係

- **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続** [事業税]
社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

- **医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続** [事業税]
医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

<参考>平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日 自由民主党・公明党)(抄)
第三 検討事項(92ページ)

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

- **医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設** [相続税、贈与税]
地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分あり医療法人の出資者の死亡によって相続が発生する等により医業の継続に支障をきたすことのないよう、期限(最長3年間)を定めて持分なし医療法人への移行を進める医療法人について、移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、また、移行後に猶予税額を免除する。

- **社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し** [法人税、法人住民税、事業税]
救急やへき地医療の実績が要件である社会医療法人について、周辺環境の変化でその要件を満たさなくなり、認定が取り消された場合等に、認定取消のあった事業年度にそれまでの収益全額を益金算入して一括課税するのではなく、複数年(例えば認定を受けていた年数)に分けて益金算入できる仕組みを創設する。

- * ○ **研究開発税制の上乗せ措置(高水準型・増加型)の拡充等** [所得税、法人税等]
医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、高水準型・増加型の税額控除の恒久化など、措置の拡充等を行う。

- **特定健診・保健指導等における医療費控除の対象の拡充**〔所得税、個人住民税〕
特定健診・保健指導の対象者の負担を軽減し、実施率の向上等を図るため、特定健診・保健指導の自己負担額の医療費控除の対象を拡充する。
また、がん検診の受診や予防接種を促し、受診率や接種率を向上させるため、がん検診等に係る自己負担額の医療費控除の対象を拡充する。

○ **医療に係る消費税の課税のあり方の検討**〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得る。

＜参考＞ 平成25年度税制改正大綱（平成25年1月24日 自由民主党・公明党）（抄）
第三 検討事項（90ページ）

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ **予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置**〔所得税、個人住民税等〕

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論等を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合に、税制上の所要の措置を講じる。

○ **難病対策等に係る法整備に伴う税制上の所要の措置及び難病患者等への税制優遇措置の創設**〔所得税、法人税、相続税、個人住民税等〕

厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会等での議論を踏まえ、所要の法整備が行われる場合に、難病患者等の長期かつ重度の経済的負担にかんがみ、税制上の所要の措置を講じる。

○ **国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ**〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関条約」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていることをはじめ、平成25年度以降の「健康日本21(第2次)」及び平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」でたばこに関する数値目標を初めて設定したこと等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

<参考>たばこに関する目標

- 成人の喫煙率低下 (19.5% (H22) → 12% (H34 年度))
- 未成年の喫煙をなくす (0% (H34 年度))
- 妊娠中の喫煙をなくす (0% (H26 年)) ※当該項目は「健康日本 21 (第 2 次)」のみの目標
- 受動喫煙の防止
 - i. 行政機関 (16.9% (H20 年) →0% (H34 年度))
 - ii. 医療機関 (13.3% (H20 年) →0% (H34 年度))
 - iii. 職場 (64% (H23 年) →受動喫煙の無い職場の実現 (H32 年))
 - iv. 家庭 (10.7% (H22 年) →3% (H34 年度))
 - v. 飲食店 (50.1% (H22 年) →15% (H34 年度))

保険関係

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の 拡充 〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の課税限度額を見直す。

また、国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直し、国民健康保険税の軽減対象を拡大する。

○ 旧老人保健制度の拠出金に係る経過措置の延長 〔国民健康保険税〕

旧老人保健制度の拠出金の納付に要する費用を、国民健康保険税に含めて課することとする経過措置について、その適用期限を3年間延長する。

介護・障害等

○ 介護保険法の改正に伴う税制上の所要の措置 〔所得税等〕

介護保険制度の見直しについて、社会保障審議会介護保険部会において介護保険法改正に向けて検討を行い、改正の具体的な内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる。

* ○ 福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置 〔消費税、地方消費税〕

平成23年度の税制改正において消費税の仕入税額控除に関するルールが見直されたことに伴い、福祉車両等を製造・販売する事業者において仕入れに係る消費税の取扱いに影響が生じていることなどを踏まえ、福祉車両等に係る消費税の取扱いのあり方を検討し、所要の措置を講じる。

子ども・子育て

* ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置

〔法人税、登録免許税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、教育基本法上の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付けられることとなる、幼保連携型認定こども園に対して、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

* ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置

〔法人税、登録免許税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）についても、幼保連携型認定こども園と同様に、教育及び保育を一体的に提供する施設として、法改正により、認定にあたっての基準や欠格要件を追加したことに加え、施設型給付の対象として法的責務を負って子どもを受け入れ、高い公共性を担うことから、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

* ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置

〔法人税、登録免許税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

子ども・子育て関連3法では、児童福祉法の改正により、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を市町村認可事業として位置付け、必要な規制を設ける。これらの事業は、市町村の確認を受けて公的助成の対象として、認定こども園・保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うことを踏まえ、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講じる。

* ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置

〔不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税等〕

新たに第2種社会福祉事業として位置付けられた病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業について、その他の第2種社会福祉事業と同等の税制措置等を講じる。

*** ○ 子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置 [消費税、地方消費税]**

子ども・子育て支援新制度において創設される、施設型給付の対象となる教育・保育施設及び地域型保育給付の対象となる事業者を利用した場合の利用料等について、課税の不公平を回避するため、保育所と同等の税制上の措置(保育料等の包括的な非課税措置)を講じる。

○ 母子家庭自立支援給付金に係る非課税措置等の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置 [所得税、個人住民税等]

母子家庭自立支援給付金(母子家庭の母等が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費など)を非課税とする等の措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。

○ 子育て支援に係る税制上の措置の検討 [所得税、個人住民税]

児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則第2条第1項の規定を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給及び年少扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

<参考>児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)(抄)

附則第2条第1項 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

就労促進等

- **雇用促進税制の延長等** 〔所得税、法人税、法人住民税〕
「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)の効果が引き続き発揮されるよう当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、雇用増加数1人あたり40万円の税額控除を行う現行の雇用促進税制の適用期限について、3年間延長する等の措置を講じる。

- **障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長** 〔所得税、法人税〕
障害者を多数雇用する事業主が取得した機械及び設備等に係る割増償却制度の適用期限について、3年間延長する。

- **雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置** 〔所得税・個人住民税等〕
雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、検討を行い、この検討結果を踏まえて所要の措置を講じる。

- **求職者支援制度の見直しに伴う税制上の所要の措置** 〔所得税・個人住民税等〕
求職者支援制度の見直しについて、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、検討を行い、この検討結果を踏まえて所要の措置を講じる。

- **仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等** 〔所得税、法人税、法人住民税、個人住民税、事業税〕
企業が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却について、適用期限を1年間延長するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を拡充する。
また、時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を講じる。

- **財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充** 〔所得税、住民税(利子割)〕
継続的な預入を行うこと等により利子が非課税となる財形年金・住宅貯蓄において、非課税措置を受けたまま預入の中断が可能な期間(現行最大2年)を、育児休業等の期間は延長できるよう(子が3歳に達するまで)特例措置を講ずる。

年金

* ○ 確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

老後の所得保障機能を充実強化するため、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げを図る。

* ○ 確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

確定拠出年金の中途引き出し要件となっている資産額の見直しを行う。

* ○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

〔法人税、法人住民税〕

企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。

生活衛生関係

○ 交際費課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

交際費課税について、中小法人の交際費課税の特例(800万円まで全額損金算入可能)を2年間延長するとともに、飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所要の見直しを行う。

<参考> 所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)(抄)

附則第108条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一・二 略

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 略

○ 公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長

〔所得税、法人税、固定資産税〕

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却及び固定資産税の課税標準の特例措置を2年間延長する。

* ○ 中小企業投資促進税制の拡充及び延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税等〕

中小企業者等が一定規模以上の機械装置等を取得した場合に特別償却又は税額控除を認める特例措置について、一定のIT関係投資に関する即時償却等の拡充を図り、2年間延長する。

* ○ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

〔所得税、法人税〕

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として全額損金算入(即時償却)できる特例措置を2年間延長する。

* ○ 小規模企業共済制度における掛金控除等の措置

〔所得税、相続税、個人住民税〕

小規模企業共済制度の掛金の控除等の措置について、小規模企業者の範囲の見直しを踏まえ、必要な対応を図る。

* ○ 旅館・ホテルの建物に係る固定資産評価の見直し

〔固定資産税〕

旅館・ホテルの用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに
見直す。

その他（独立行政法人関係）

○ 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税、法人住民税、事業税等〕
第3回行政改革推進会議（平成 25 年6月5日）にて行われた中間的整理において、独立行政法人について組織見直しなど、引き続き検討して改革に取り組むこととされていることを踏まえ、独立行政法人の見直しに伴う、必要な税制上の措置を講じる。

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の改組に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税等〕

「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 73 号）に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織として、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることに伴う必要な税制上の措置を講じる。

* ○ 研究開発法人への寄附に係る税制措置の拡充

〔所得税、法人税等〕

研究開発法人の自己収入の増大等による科学技術イノベーションの創出を図るため、研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。

また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。